

ウ 特殊性

事業計画と選定された注目種の行動圏、繁殖地、餌場等を重ね合わせ、注目種の生息・生育環境の直接改変の程度を予測する。また、改変部周辺については、事業の実施に伴う大気、水質、騒音、振動等の予測結果や改変地に隣接して分布している変化等を基に予測する。

2 予測地域

調査地域に準じる。

3 予測対象時期等

予測対象時期等は、「植物」、「動物」に準じる。

14-12 評価

1 評価の基本的な手法

(1) 影響の回避・低減に係る評価

環境保全措置について、対象事業の実施に伴う生態系の影響が環境な限り回避・低減され又は代償されていること及びその程度について評価する。

評価に当たっては、生態学などの知見を生かし、種の多様性、安定性等の観点を考慮するものとする。

(2) 国又は地方公共団体が実施する環境保全施策との整合性

予測結果が、国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全の観点からの政策による基準や目標と整合が図られているかどうかについて評価する。国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全施策に基づく基準等には、次に示すようなものがあり、これと対比して評価する。

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく野生動物の種

○文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び愛媛県文化財保護条例に基づく天然記念物の指定等

14-13 環境保全措置

1 環境保全措置の検討

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う生態系への影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討し、どうしても回避・低減が困難な場合は、対象事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、生態系への影響を回避・低減又は代償するための措置として検討する。

また、環境保全措置の検討に当たっては、地域の自然的・社会的特性を十分に踏まえて、何を保護し、どのような影響をどこまで軽減するための保全対策であるかを明確にすることが重要である。

環境保全措置は、以下のような考え方を参考に検討するものとする。具体的な環境保全措置の例は、「動物」及び「植物」の項に示したとおりである。

○重要な生育・生息環境を保全する。

- 当該地域内の多様な自然環境を有している地域を保全する。
- 注目種の生息環境や行動圏、餌生物などに着目し、これらの保全を図る。

2 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う生態系への影響が可能な限り回避・低減又は代償されているかを検証する。

- (1) 環境保全措置についての複数案の比較検討
- (2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

- 環境保全措置の実施に当たり、法令等の基準に照らして問題がないこと。
- 環境保全措置の内容が、他の類似事例に照らして妥当であること。
- 環境保全措置の実施に伴う安全性が確保でき、また、他の環境要素への影響についても問題がないこと。
- 採用しようとする環境保全措置は科学的な根拠に基づく実行可能な技術であり、その効果を科学的知見をもって定量的又は定性的に把握出来ること。

14-14 事後調査

1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。

生態系は、科学的に未だ明らかになっていない事項が多く、現状の科学的意見を基に環境保全措置を講じても、多様な生育環境の変化や生物間での競争等によって死滅や生育阻害等により生態系が変化する場合もあり、生態系の予測については、不確実性が大きい。

2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じ、環境に配慮した調査手法とする。

3 事後調査の期間等

事後調査は、予測対象時期と同様な時期に行い、予測及び評価の結果と事後調査結果の比較検討ができる期間とする。

工事の実施においては、工事による影響が最大となる時期とする。

土地又は工作物の存在及び供用においては、改変された生態系が安定状態にあることの見極めができる時期とする。また、供用後の予測対象時期が工事完了後相当程度年数を経た時期に設定されている場合には、工事完了後から予測対象時期までの間に生物の生息・生育状況の経過を把握できるように、定期的な調査時期を適宜設定する。

4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、海域生態系への影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。